

# 横浜市立みたけ台小学校いじめ防止基本方針

平成26年3月（令和4年2月改定）

## 1 いじめ防止に向けたみたけ台小学校の考え方

### (1) いじめの定義

いじめ防止対策推進法第2条にあるように、「いじめ」とは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人間関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

### (2) いじめ防止等に向けての基本理念

全ての子どもは、かけがえのない存在であり、社会の宝である。子どもが健やかに成長していくことは、学校・保護者・地域全体の願いであり、豊かな未来の実現に向けて最も大切なことである。

子どもは、人との関わり合いの中で、自分や他者の思いに気付き、さらに各々の特性や違いを認識することができる。子ども社会において、お互いの良さを認め合い、助け合うことのできる温かい人間関係を形成することは、良さを発揮し、自己実現へ向けて豊かな生活を送ることにつながる。しかし、自分を受け入れてもらえず、他者を排除するような雰囲気の関係であったならば、自分の良さを発揮するどころか居場所を失い、いじめにつながる可能性を生じさせる。いじめは、子どもの健やかな成長を阻害するとともに、未来へ向かっての希望を失わせるなど深刻な影響を与えるという認識をもつことが必要である。

いじめはどのクラスにもどの子にも起こる可能性がある最も身近で深刻な人権侵害であるとの認識をもち、学校はいじめの防止のために教職員全員でいじめを許さない子ども社会の実現に努める。

そこで、いじめを防止するための基本となる方向性を次の通り示す。

- ①いじめは、どの集団にも、どの学校にも、どの子にも起こる可能性がある最も身近で深刻な人権侵害案件である。
- ②いじめを防止するには、特定の子どもや特定の立場の人だけの問題とせず、広く社会全体で真剣に取り組む必要がある。
- ③子どもの健全育成を図り、いじめのない子ども社会を実現するためには、学校、行政機関、保護者、地域など、市民がそれぞれの役割を自覚し、主体的かつ相互に協力し、活動する必要がある。
- ④子どもは、自ら安心して豊かに生活できる社会や集団を築く推進者であることを自覚し、いじめを許さない子ども社会の実現に努める。

### 学校として

- ①あらゆる教育活動を通じ、誰もが安心して、豊かに生活できる学校づくりを目指す。
- ②子どもが主体となっていじめのない子ども社会を形成するという意識を育むため、子どもが発達段階に応じていじめを防止する取組が実践できるよう指導、支援する。
- ③いじめは、どの学校にも、どのクラスにも、どの子どもにも起こり得ることを強く意識し、いじめを未然に防ぎ、いじめが発生した場合は、早期に解決できるよう保護者、地域や関係機関と連携し情報を共有しながら指導に当たる。
- ④いじめを絶対に許さないこと、いじめられている子どもを守り抜くことを表明し、いじめの把握に努めるとともに、校長のリーダーシップの下、組織的に取り組む。
- ⑤相談窓口を明示するとともに、児童生徒一人ひとりの状況の把握に努める。
- ⑥教職員一人ひとりがつらい思いをしている児童の気持ちに寄り添い、その思いをしっかりと受け止める力の向上を図る。
- ⑦学校と保護者は児童の成長を支えるパートナーであるという基本認識に立ち、いじめの未然防止に向けた取組を、広く保護者や地域に発信し、連携・協力を図る。

## 保護者として

- ①どの子どもも、いじめを行う側にもいじめを受ける側にもなり得ることを意識し、いじめに加担しないよう指導に努め、また、日頃からいじめ被害など悩みがあった場合は、学校の教職員や保護者等周囲の大人に相談するように働きかける。
- ②子どものいじめを防止するために、学校や地域の人々など子どもを見守っている大人との情報交換に努めるとともに、根絶を目指し互いに補完し合いながら協働して取り組む。
- ③学校と保護者は児童の成長を支えるパートナーであるという基本認識に立ち、いじめを発見し、又はいじめの疑いがあると思われるときは、速やかに学校、関係機関、その他の相談窓口等に連絡する。

## 2 「学校いじめ防止対策委員会」の設置

### (1) 委員会の構成員

- 校長、副校長、児童支援専任教諭、教務主任、学年主任、担任、養護教諭、担任外教職員による委員で構成される。また、必要に応じて心理や福祉の専門家、外部の専門家等の参加を求める。

### (2) 委員会の運営

- 「学校いじめ防止対策委員会」を常設し、月1回以上、定期的を開催する。また、いじめが発覚した際は、直ちに「学校いじめ防止対策委員会」を開催する。責任者である校長は、学校として組織的に対応方針を決定するとともに、会議録を作成・保管し、進捗の管理を行う。

### (3) 委員会の活動内容

#### 【いじめの未然防止】

- いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりを行う。
- 児童・保護者・地域に「学校いじめ防止対策委員会」の取組を周知する。

#### 【いじめの早期発見】

- いじめ事案（疑い）についての情報や児童間の人間関係などに関わる情報の収集、記録、共有を行う。
- いじめ事案（疑い）の事実把握をした上で、いじめであるか否か判断する。
- いじめを受けた児童に対する支援、いじめを行った児童に対する指導の体制、対応方針の決定など組織的に実施する。

#### 【取組の検証】

- 学校いじめ防止基本方針に基づく年間計画の作成・実行を行う。
- 学校いじめ防止基本方針が当該学校の実情に即して適切に機能しているかについての点検を行い、見直しを行う。

## 3 いじめの未然防止、早期発見・事案対処

### (1) いじめの未然防止

#### ①学校の風土づくり

- 学校教育活動全体を通して、違いを認め合い、温かい人間関係を築く学校風土をつくる。
- いじめはどの子にも起こりうると捉え、子ども自らがいじめの問題について話し合う機会をつくるようにする。（児童会活動、みた子ども憲法 等）

#### ②授業改善

- 誰もが安心して参加でき、自尊感情を高めることができる授業づくり・集団づくりに努める。
- 学校の特色を生かした授業や外部機関と連携した授業づくりに努める。  
(出前授業、防犯・非行教室、情報モラル教室、福祉教育、たてわり活動、宿泊体験学習 等)

○人権教育・道徳教育を全体計画に位置付け、推進する。

③自己有用感の育成

- 行事や体験学習等を通して、自己有用感、自己肯定感の育成を図る。
- コミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加できるようにする。
- 「子どもの社会的スキル横浜プログラム」の活用を図る。

(2) いじめの早期発見

- いじめの定義理解を含む教職員の研修を行う。
- いじめを見逃さない教職員の見守り体制を作る。(情報共有の推進)
- 定期的なアンケート(おしえてねアンケート・3回)の実施・検討・対応を行う。
- 全市統一の「いじめ解決一斉キャンペーン」を実施する。
- 「先生あのね週間」「教育相談」など、児童・保護者を対象にした定期的な教育相談を実施し、信頼関係を構築する。
- インターネットを通じたいじめへの対処及び情報モラル教育を推進する。
- 学校説明会、懇談会、まち懇、地区懇等を通して、いじめ防止についての啓発に努める。
- 地域見守り支援隊、夢教育応援団、キッズクラブと連携し、情報の共有を図る。

(3) いじめに対する措置

- いじめ防止対策委員会が中心となって、情報共有や組織的な対応を図る。
- 被害児童及び保護者への支援、加害児童及び保護者への指導・支援を行う。
- 教職員全員の共通理解や保護者の協力だけではなく、警察署等関係機関、専門機関との連携も図る。
- スクールカウンセラーの活用と相談体制を整える。

(4) いじめの解消

- いじめを受けた児童・いじめをした児童の経過を把握し、再発防止を図る。

【いじめの解消の要件】

少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある

- ①いじめの行為が少なくとも3か月(目安)止んでいること。
- ②いじめを受けた児童が心身の苦痛を感じていないこと

- 役割分担を決め、全職員が情報を共有し、見守りを続ける。
- 定期的に面談等を行い、心のケアを行う。
- 定期的に保護者に子どもの様子や学校での取組について伝えたり、家庭での様子などを聞いたりして、情報を共有する。
- 解消に至っていないときは、いじめを受けた児童を守り通し、その子の安全・安心を確保する。
- ※いじめに「これで解決」は禁物。継続した声かけが児童・保護者の安心につながる。

(5) 教職員等への研修

- 職員研修を通して、児童理解を図る。(特別支援教育研修、個別支援級理解研修、校内重点研、横浜中里学園との連携 等)
- 児童の実態や背景にある関係を正しくとらえようとする、実践的な児童理解研修の推進を図る。(障害のある児童・外国につながる児童・性的マイノリティーに関わる児童・避難してきた児童等の児童理解研修も含む)
- いじめ防止、対応等に向けた教職員研修を実施する。
- インターネット上のいじめ防止へ向けて、関係機関との連携を図る。

(6) まち懇・学校家庭地域連絡協議会の活用

- いじめの問題等を保護者や地域等と共有し、連携をとりながら対応していく。

(7) 取組の年間計画（令和5年度はじめの予定です）

	学校の活動	職員の研修	↑ い じ め 防 止 対 策 委 員 会 ・ 横 浜 プ ロ グ ラ ム の 実 施 ↓
4月	児童・保護者・地域へ基本方針提示 学級懇談会 おしえてねアンケート①実施（記名式）	児童指導共通理解事項確認 いじめの定義を含む児童理解研修 児童理解研修（特に温かい配慮） 児童理解研修（個別支援学級・中里） 年間計画・役割分担決定 地域理解訪問	
5月	学校運営協議会 学校説明会	横浜中里学園との連携 みたけ台中授業参観 小中学校三校連絡協議会 小中学校合同児童生徒指導研修会	
6月	宿泊体験学習（5・6年） Y-Pアセスメント①実施・検討 学校家庭地域連絡協議会	児童理解研修	
7月	地区懇談会 個人面談① 横浜子ども会議（中学校ブロック）	児童理解研修（外部講師を招いて） 特別支援教育研修	
8月	横浜子ども会議	地域夏まつり 児童理解研修 横浜中里学園との連携 人権研修（みたけ台中ブロックにて）	
9月	土曜参観	前期振り返り	
10月	おしえてねアンケート②実施 先生あのおね週間		
11月	Y-Pアセスメント②実施 宿泊体験学習（4年）	児童理解研修 小中交流授業参観	
12月	個人面談② 人権週間・いじめ防止月間取組 人権教育（授業） 福祉教育（授業） いじめ解決一斉キャンペーン		
1月	おしえてねアンケート③実施	児童理解研修	
2月	新入生保護者説明会 学校運営協議会 授業参観懇談会	幼保小連携 年間の振り返り 児童指導共通理解事項内容振り返り	
3月	年間の振り返り	児童理解研修 小中連携 児童指導共通理解事項内容決定 新年度への引継ぎ	

※「あのおねアンケート（児童用記名式アンケート）」、SCへの相談等は随時受け付けます。

4 重大事態への対処

(1) 重大事態の意味

○いじめ防止対策推進法第28条第1項においては、いじめの重大事態の定義は、「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」（同項第1号）、「いじめにより当該学校に在籍する児童などが相当の期間（30日）学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」（同項第2号）とされている。

※欠席は連続していなくても、いじめによるものと予想される場合は重大事案として対応する。

(2) 発生の報告

○学校は重大事案発生したと思われる場合は、教育委員会への迅速な報告を行う。

5 いじめ防止対策の点検・見直し

○いじめに対応する組織体制や対応の流れについて、少なくとも年1回点検を行い、必要に応じて組織や取組等の見直しを行う。

**【みたけ台小学校 校内のテーマ】**

**【みたけ台 子ども憲法】**

○ひとりぼっちをつくらない

○心のとびらをひらこう

・思っていることが自由に言えるようになろう

・友だちを受け入れよう

**【校内人権週間のテーマ】**

だれもが安心して、

豊かに、自分が自分として、

生き生きと生活できる学校をめざして

**【生活目標】**

きもちのよいあいさつ あたたかいことば